

令和元年 5 月 12 日

## 警告事例

社団 JB 日本接骨師会  
接骨院・整骨院の患者相談ダイヤル運営委員会

柔道整復業は、医業とともに古くから健康な暮らしを支えてきました。このことは今日も変わりません。健康に強い関心が向けられた今日社会にあって、柔道整復業の健全な発達・普及がきわめて大切であります。

「患者相談ダイヤル」は、患者様・学識者の方々の御協力を頂きまして運営しております。今回、極めて悪質なケースがみられました。相談ダイヤル運営委員会はその悪質な柔道整復師にその事実を確認させ、その是正を求めるとともに、当該柔道整復師が所属している団体に対してもその悪質事例を伝え、指導を強く求めました。

その後、相談された患者様から「当該柔道整復師から不正に取られた料金の返済と業務是正を行う」との回答があったとの連絡がありました。

しかし、当委員会は本件事案を重く受け止め、以下の通り警告事例としてこれを公表することに致しました。

### 〈警告事例〉

本件事例は、以下の点において著しく職業倫理に反しているもので、このようなことがないように柔道整復師各位に警告致します。

1. 患者様が受けた施術治療は、整復術とは異なる整体術にあたるものである。施術者は施術を行う前にこの違いやそれぞれの危険性の程度などについて明確に説明し、その施術について患者様の同意を得ることが求められる。
2. 患者様が健康保険証を提示し施術治療の申し出があった場合、整体術について保険診療の適用が認められていないことを明確に説明することが求められる。
3. 施術者は整復術のほかに整体術を行う必要であると判断したときは、それが必要と判断した理由とその施術が保険外の費用となること及びその額を明確に提示し、患者様の事前の同意を得ることが求められる。
4. 患者様が健康保険証を提示して施術の申し出をしたときは「柔道整復施術療養費」の適用のある施術を受ける意思を明示したものと解されます。したがって、施術料金としては一部負担金以外を請求、受領することは許されません。もし、施術のうち「柔道整復施術療養費」の適用外のものを行う場合は、それが必要な理由と金額を詳細に明示し患者様の明確な同意を得ることが必要である。しかし、本件では事前に明確な説明もなく一部負担金以外の金額を領収していた。
5. 患者様は領収証の記載に不審を感じその内容を訊ねたところ、当該柔道整復師は保険適用外費用を非課税分に含めて徴収し、また当然のように「レセプト作成手数料」や「パンフレット作成料」という徴収根拠のない説明をしていた。

以上